

成年後見制度推進マニュアル作成委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、第2次成年後見制度研究委員会報告書を踏まえ、社会福祉協議会(以下「社協」という。)による法人後見及び市町村長による成年後見制度の申立てを推進するためのマニュアルを作成することを目的として、成年後見制度推進マニュアル作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、それぞれのマニュアルを作成する。

- (1) 社協による法人後見
- (2) 市町村長による成年後見制度の申立て

(組織)

第3条 委員会は委員20名程度をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから県社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 成年後見制度を推進している職能団体
- (3) 千葉県健康福祉部
- (4) 市町村
- (5) 区市町村社協

3 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の開催は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を行う。

社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会	社協が法人後見を実施するうえで必要となる事項や留意事項等を定めたマニュアルの作成
成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会	市町村長が成年後見制度の申立を行ううえで必要となる事項や留意事項等を定めたマニュアルの作成

2 それぞれの部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会には部会長及び副部会長を各1名置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会長は、その部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の開催)

第7条 部会の開催は、各部会長が招集し、その議長を務める。

- 2 部会長が必要と認めた時は、その部会に属する委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び各部会の庶務は、県社協千葉県後見支援センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び各部会の運営に必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。